

令和 6 年 12 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 6 年 12 月 25 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 20 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 2 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 3 議案第 3 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員（13 名）

1 番 鈴 木 伸 一

2 番 赤 石 忠 秋

3 番 石 原 郷 士

4 番 岩 崎 十三江

5 番 大 澤 恵美子

6 番 櫻 井 正 彦

7 番 清 水 照 夫

8 番 関 口 裕

9 番 田 村 範 行

10 番 深 澤 良 朗

11 番 星 野 邦 夫

12 番 星 野 文 雄

13 番 小 林 利 信

5. 欠席した農業委員（ 名）

6. 出席した農地利用最適化推進委員（11 名）

1 番 新 井 巖 雄

2 番 石 原 茂 樹

3 番 岩 崎 俊 明

4 番 大 塚 孝 一

5 番 奥 澤 孝太郎

7 番 尾 澤 勝

8 番 金 子 昇

9 番 小 林 和 弘

11 番 田 中 由 郎

12 番 長 澤 修 一

13 番 星 野 健 一

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（2 名）

6 番 小 倉 正 範

10 番 武 裕 士

8. 出席した事務局職員（3 名）

事務局長 山 銅 敏 男

事務局長補佐 高 橋 潤 一

主 査 松 嶋 広 晃

事 務 局

それでは、これより令和 6 年 12 月の農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 11 名となります。

それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 皆さんこんにちは。本日も審議事項がありますので、慎重審議の上、総会がスムーズに進みますようよろしくお願いいたします。

事 務 局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

議 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

議 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 6 年 12 月 25 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 会期は令和 6 年 12 月 25 日、一日限りといたします。

議事録署名人の決定

議 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

議 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「7 番：清水 照夫 委員」と「8 番：関口 裕 委員」の両名にお願いいたします。

議案第 1 号

議 長 日程第 1 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 3 の規定による許可申請があったので、決定を求める。令和 6 年 12 月 25 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は 6 件ございますので、2 件ずつ説明させていただきます。
番号 1 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑及び田、贈与。譲受人、譲渡人合意のもと、所有権の移転(贈与)を行いたく申請するもの。
番号 2 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、田、売買。譲受人、譲渡人合意のもと、所有権の移転(売買)を行いたく申請するもの。
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議 長 番号 1 番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

議 長 続きまして番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 2 番の申請は可決いたします。

事 務 局 続きまして、番号 3 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、笠懸町西鹿田、畑、売買。譲受人、譲渡人合意のもと、所有権の移転(売買)を行いたく申請するもの。
番号 4 番。被設定人、設定人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畑、区分地上権。申請地において営農型発電事業を行うため、区分地上権を設定したく申請するもの。
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 3 番

議 長 番号 3 番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 3 番の申請は可決いたします。

番号 4 番

議 長 続きまして番号 4 番につきまして、ご意見等ございますか。

9 番推進委員 説明の中に区分地上権とありましたが、今回の農地転用とどう関係するのか教えてください。

事務局 今回の営農型太陽光発電所の転用は、土地の所有者と発電事業者が異なるため、地表だけでなく、空中の使用権を取得する必要があります。農地法第3条の規定に基づく許可申請が必要となります。

8 番推進委員 下部農地の作物は何になりますか。

事務局 ブルーベリーです。

議長 他に質問ないですか。質問等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員として、番号4番の申請は可決いたします。

事務局 続きまして、番号5番。被設定人、設定人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畑、区分地上権。申請地において営農型発電事業を行うため、区分地上権を設定したく申請するもの。
番号6番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町塩沢、田、売買。譲受人、譲渡人合意のもと、所有権の移転(売買)を行いたく申請するもの。
以上2件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号5番

議長 番号5番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号5番について採決をいたします。番号5番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員として、番号5番の申請は可決いたします。

番号6番

議長 続きまして番号6番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号6番について採決をいたします。番号6番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 6 番の申請は可決いたします。

議案第 2 号

議 長 日程第 2 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 6 年 12 月 25 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。申請件数は
6 件ございますので、2 件ずつ説明させていただきます。
番号 1 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。
笠懸町阿左美、畑、屋外車輛置場用地、賃貸借。現在、自動車販売業を営んでいるが、敷地面積が狭く、車輛を置く場所が不足していることから申請するもの。
番号 2 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。
笠懸町鹿、畑、建売分譲住宅用地(4 区画)、売買。申請地は閑静な住宅街であり、恵まれた環境であることから、建売分譲住宅を建築したく申請するもの。
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議 長 番号 1 番について、笠懸第 2 区の担当委員より説明をお願いします。

6 番委員 6 番、櫻井です。地図の 1 番をご覧ください。申請地は、市営鹿団地及び株式会社〇〇〇の南側になります。現地を確認しましたが問題ないかと思います。慎重なご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

議 長 意見等ないので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

議 長 番号 2 番について、笠懸第 7 区の担当委員より説明をお願いします。

1 番委員 1 番、鈴木です。地図の 2 番をご覧ください。申請地は、国道 50 号の鹿交差点を南下し、約 500m 進むと、JR 両毛線の大間々第一踏切があります。この踏切を越えて約 600m 南下した T 字路を左折致し、約 130m 東に向かい、十字路を左折し約 60m 直進した左側となります。周囲の農地については説明済みであり、問題はないと思

いますので、ご審議の程よろしく願います。

議 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 2 番の申請は可決いたします。

事 務 局 続きます。番号 3 番、番号 4 番についてご説明いたします。
番号 3 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畑、営農型太陽光発電所用地(一時転用)、賃貸借。営農型太陽光発電事業を継続するものであるが、令和 4 年度に事業者に変更があったにもかかわらず、許可申請をしていなかったことから、始末書添付の上、申請するもの。

番号 4 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畑、営農型太陽光発電所用地(一時転用)、賃貸借、営農型太陽光発電事業を継続したく申請するもの。農用地区域。なお、番号 3 番、番号 4 番につきましては、下部農地が適正に管理されていないため、9 月から継続審査案件でした。営農型太陽光発電については、令和 6 年 3 月 25 日付け、農林水産大臣農村振興局長より示された「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」により、「再度一時転用許可を行う場合、それまでの転用期間における下部農地での営農の状況を充分勘案して総合的に判断するもの」とあることを考えると、農業委員会事務局としては許可期間を最長の 3 年ではなく 1 年が妥当であると考えております。なお、館林市においては同様な案件について 1 年間で許可しております。

こちらにつきましても、写真資料を見て頂きたいのですが、番号 3 番の〇〇〇〇氏の下部農地の様子が撮られていて、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇の現状が撮影された物が出ています。この写真だとわかりにくい所もあるかと思いますが、実際現場に行きました所、計画通りの植栽が行われていたという事を確認しております。

以上 2 件の審議について、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今、番号 3 番、番号 4 番について、事務局より許可期間についての説明がありました。何か、ご意見等ございますか。

12 番委員 12 番、星野です。期間の関係ですが、私としては事務局案が妥当だと思います。理由としては、先ほど説明がありましたけれども、本年 4 月から施行された国のガイドラインの変更に基づく適正な管理が行われている状況とは言えないという点が 1 点。私も 9 月に当番として現地のほうを一緒に事務局の方と見て参りまして、中心部分は草が刈ってありましたけど、ブルーベリーの木はほとんど無く、

周りはどろぼう草が枯れて茂っていた感じです。相当な種を落としているような状況でした。また、両者ともすでに是正勧告の手前まできて、ようやく草刈りをし、苗を植えた状況なので、善意がある事業者とは思えないという事です。それからこの時期に苗を植えて、はたして定植するのかどうかということがあると思います。写真を見て頂いてもまだ下草がたくさん残っていますし、これから春に向けて相当また草の勢いが出てくるのではないかと思います。おそらく根も水分不足で到底育成するとは思えません。また館林市においても同じ事業者で、期間1年という許可を出していますので、みどり市は3年で決定というのはいかななものかと思います。以上を加味して、1年という事での協議で考えて頂ければと思います。

議 長 　ただ今、12 番星野委員より、事務局の提案どおり 1 年が妥当とのご意見がございましたが、他の委員の皆さまいかがでしょうか。今まで 3 年だったのを 1 年にするという事でよろしいでしょうか。

（異議なし）

議 長 　ただ今、委員より異議なしとの発言がございましたので、転用期間は 1 年ということで議案を進めさせていただきます。
番号 3 番について、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事 務 局 　（始末書の朗読）

番号 3 番
議 長

番号 3 番について、大間々第 11 区の担当委員より説明をお願いします。

10 番委員 　10 番、深澤です。地図の 3 番をご覧ください。群馬東部水道施設が瀬戸ヶ原の北にあります。その隣の斜面があり、9 月に現地を見ましたが、ブルーベリーと思われる木が 5、6 本しか現認できませんでした。今回再上程という事で現地確認したところ、150 本から 200 本位植えてあり、前よりは改善されたと思います。問題ないかと思うしますので、慎重な審議のほどよろしくお願いします。

議 長 　説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

8 番委員 　8 番の関口です。先ほど 1 年というふうなのがこの書式の中にはどこにも載っていないのですが、いわゆる転用目的の契約内容の一時転用の期間が 1 年にするという事でいいのですね。管理の状況を見てまた次を判断すると。

事 務 局 　そういう事になります。

議 長 　意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長 挙手全員として、番号 3 番の申請は可決いたします。

番号 4 番

議 長 番号 4 番について、大間々第 11 区の担当委員より説明をお願いします。

10 番委員 10 番、深澤です。地図の 4 番をご覧ください。現地は、瀬戸ヶ原のほぼ真ん中に属しまして、〇〇〇という老人施設があり、その北側になります。これもまた 9 月時点で申請が出ていたわけですが、当時現地確認をしたところブルーベリーの木が 20 本位しかなくて、雑草が多かったのですが、今般再上程という事で現地に行きましたところ、150 本位は苗木が植えてありました。改善が見られ問題ないと思いますので、慎重な審議のほどよろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 4 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号 4 番について採決をいたします。番号 4 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 4 番の申請は可決いたします。

事務局 続きまして、番号 5 番、番号 6 番についてご説明いたします。
番号 5 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町浅原、畑、露天資材置場用地、賃貸借。現在、金属部品加工業を営んでいるが、新たな資材置場が必要となったことから申請するもの。
番号 6 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。東町花輪、畑、露天駐車場用地、贈与。申請地は、平成 20 年より露天駐車場として使用していたが、許可申請をしていなかったことから申請するもの。
以上 2 件の審議について、よろしくお願いします。

番号 5 番

議 長 番号 5 番について、大間々第 15 区の担当委員より説明をお願いします。

11 番委員 11 番、星野です。地図の 5 番をご覧ください。申請地は、122 号の桐原地内にあります福岡大橋を渡り、T 字路を小平方面に向かうと、旧福岡中央小学校があり、信号の右上に面した所です。資材置場とうことで何ら問題はないと思いますので、審議の程よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 5 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 5 番について採決をいたします。番号 5 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 5 番の申請は可決いたします。

番号 6 番

議 長 番号 6 番について、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局 (始末書の朗読)

議 長 番号 6 番について、東町第 2 区の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員 8 番、関口です。地図の 6 番をご覧ください。申請地は、みどり市の東支所の前の道路を東に 5、60m 進み、T 字路を左折し、国道 122 号線に出る手前の左側になります。内容については、先ほどの始末書のとおりです。慎重審議の程よろしく願います。

議 長 説明が終わりました。番号 6 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 6 番について採決をいたします。番号 6 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 6 番の申請は可決いたします。

議案第 3 号

会 長 日程第 3 議案第 3 号「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」

次のとおり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、みどり市農用地利用集積計画の決定依頼があったので、決定を求める。

令和 6 年 12 月 25 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は新規設定が 8 件、再設定が 5 件ございます。

はじめに新規設定からご説明いたします。「利用権を設定する土地」「利用権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

番号1番、笠懸町鹿、台帳、現況とも田となります。
番号2番、笠懸町鹿、台帳、現況とも田となります。
番号3番、笠懸町鹿、台帳、現況とも田となります。
番号4番、笠懸町鹿、台帳、現況とも畑となります。
番号5番、笠懸町西鹿田、台帳、現況とも畑となります。
番号6番、笠懸町西鹿田、台帳、現況とも畑となります。
番号7番、笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。
番号8番、笠懸町鹿、台帳、現況とも田になります。

新規設定8件の地積合計は、12,003 m²となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。新規設定番号1番から番号8番につきまして、ご意見等ございますか。

議 長 意見等ないので、新規設定番号1番から番号8番について採決をいたします。新規設定番号1番から番号8番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、新規設定番号1番から番号8番の申請は可決いたします。それでは、再設定の利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 続きまして、再設定について説明いたします。「利用権を設定する土地」「利用権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

番号1番、笠懸町鹿、台帳、現況とも畑となります。
番号2番、笠懸町鹿、台帳、現況とも畑となります。
番号3番、笠懸町阿左美、台帳、現況とも田になります。
番号4番、笠懸町阿左美、台帳、現況とも田になります。
番号5番、笠懸町阿左美、台帳、現況とも田になります。

再設定5件の地積合計は、12,592 m²となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。再設定番号1番から番号5番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、再設定番号1番から番号5番について採決をいたします。再設定番号1番から番号5番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、再設定番号 1 番から番号 5 番の申請は可決いたします。
ありがとうございました。

これですべての審議を終了しましたので、令和 6 年 12 月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 6 年 12 月 25 日 午後 2 時 20 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

小林利信

7 番委員

清水照夫

8 番委員

関口 裕